

別紙

農薬イソチアニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.09	0.3
てんさい	○ 0.01	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.4	
なつみかんの果実全体	○ 0.2	
レモン	○ 0.5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.4	
グレープフルーツ	○ 0.2	
ライム	○ 0.5	
その他のかんきつ類果実	○ 0.5	
バナナ	○ 0.01	
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.02	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	

農薬イソチアニル（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

農薬クロフェンテジン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
トマト	0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
しろうり	○ 0.1	
メロン類果実	● /	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.1	/
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.1	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.5	
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.5	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5	0.5
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5
りんご	● 0.5	1
日本なし	● 0.5	0.7
西洋なし	● 0.5	0.7
マルメロ	0.5	0.5
びわ	● /	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	● 0.5	/
もも	● /	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.5	/
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.5	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	0.5	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
いちご	2	2
その他のベリー類果実	0.2	0.2
ぶどう	2	2
かき	○ 0.5	0.05
バナナ	●	2
その他の果実	○ 0.5	
くり	0.5	0.5
ペカン	0.5	0.5
アーモンド	0.5	0.5
くるみ	0.5	0.5
その他のナッツ類	0.5	0.5

農薬クロフェンテジン（殺ダニ剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
茶	●	20
ホップ	○ 7	
その他のスパイス	○ 0.5	
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

- * 「びわ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗^{こう}を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬シクロピラニル（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.01	
魚介類	○ 0.02	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬チオベンカルブ（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	● 0.01	0.2
小麦	● 0.01	0.05
大麦	● 0.01	0.05
ライ麦	● 0.01	0.05
とうもろこし	● 0.01	0.03
その他の穀類	● 0.01	0.05
大豆	● 0.01	0.02
小豆類	● 0.01	0.1
らっかせい	● 0.01	0.05
ばれいしょ	● 0.01	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.01	0.05
エンダイブ	●	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 0.01	0.2
たまねぎ	● 0.01	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.01	0.02
にんじん	0.02	0.02
セロリ	●	0.2
えだまめ	● 0.01	0.03
牛の筋肉	○ 0.02	0.01
豚の筋肉	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	0.01
牛の脂肪	○ 0.02	0.01
豚の脂肪	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.01
牛の肝臓	○ 0.02	0.01
豚の肝臓	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.01
牛の腎臓	○ 0.02	0.01
豚の腎臓	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.01
牛の食用部分	○ 0.02	0.01
豚の食用部分	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.01
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	○ 0.07	0.03
その他の家きんの筋肉	○ 0.07	0.03

農薬チオベンカルブ（除草剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
鶏の脂肪	○ 0.07	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.07	0.03
鶏の肝臓	○ 0.2	0.03
その他の家きんの肝臓	○ 0.2	0.03
鶏の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の家きんの腎臓	○ 0.2	0.03
鶏の食用部分	○ 0.2	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.2	0.03
鶏の卵	○ 0.08	0.03
その他の家きんの卵	○ 0.08	0.03
魚介類（貝類に限る。）	9	9
魚介類（貝類を除く。）	0.3	0.3
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

農薬バリダマイシン（殺菌剤／抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
とうもろこし	0.2	0.2
大豆	0.2	0.2
ばれいしょ	0.2	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
こんにゃくいも	○ 0.05	
てんさい	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 1	2
はくさい	0.2	0.2
キャベツ	0.2	0.2
チンゲンサイ	○ 15	
ブロッコリー	○ 4	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	● 0.2	0.3
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	0.2	0.2
にら	0.2	0.2
セロリ	○ 2	
みつば	0.5	0.5
トマト	0.2	0.2
なす	○ 0.5	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
ほうれんそう	○ 20	
しょうが	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
みかん（外果皮を含む。）	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	● 0.2	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	● 0.5	0.7
ライム	● 0.2	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	1	1
いちご	○ 1	

農薬バリダマイシン（殺菌剤／抗生物質）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
茶	○ 5	
その他のスパイス	2	2
はちみつ	○ 0.05	

* 本品目は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部
 A 食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本品目を含有するものであってはならない。

農薬及び動物用医薬品プロフラニリド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	● 0.001	
大麦	● 0.001	
ライ麦	● 0.001	
とうもろこし	0.01	0.01
そば	● 0.001	
その他の穀類	● 0.001	
大豆	0.07	0.07
小豆類	0.07	0.07
えんどう	0.07	0.07
そら豆	0.07	0.07
らっかせい	0.07	0.07
その他の豆類	0.07	0.07
ばれいしょ	0.04	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04	0.04
かんしょ	0.04	0.04
やまいも（長いものをいう。）	0.04	0.04
こんにやくいも	0.04	0.04
その他のいも類	0.04	0.04
てんさい	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9	9
かぶ類の根	0.04	0.04
かぶ類の葉	6	6
はくさい	2	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	○ 0.7	
ケール	10	10
こまつな	6	6
きょうな	5	5
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	● 1	2
ブロッコリー	● 1	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
チコリ	15	15
エンダイブ	15	15
しゅんぎく	○ 15	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15	15
その他のきく科野菜	15	15

農薬及び動物用医薬品プロフラニリド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.01	
ねぎ（リーキを含む。）	● 2	3
にんにく	○ 0.05	
にら	○ 4	
アスパラガス	0.7	0.7
その他のゆり科野菜	○ 0.05	
ピーマン	○ 0.4	
その他のうり科野菜	0.04	0.04
ほうれんそう	○ 15	
しょうが	0.04	0.04
未成熟えんどう	1	1
未成熟いんげん	0.6	0.6
えだまめ	0.8	0.8
その他の野菜	1	1
みかん（外果皮を含む。）	○ 1	
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 0.4	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 0.4	
その他のかんきつ類果実	○ 1	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	
ぶどう	○ 3	
かき	○ 0.3	
マンゴー	○ 0.3	
その他のオイルシード（オオバコの種子、チアの種子（チアシード）及びプランタゴ・オバタの種子に限る。）	● 0.001	
茶	○ 30	
コーヒー豆	0.01	0.01
その他のスパイス	○ 6	
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2

農薬及び動物用医薬品ブロフラニリド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.03
牛の腎臓	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	0.03
牛の食用部分	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.03
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.8	0.8
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	0.3	0.3
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.03	0.03
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

- ※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)
●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。